

ケアアカデミー新横浜 事務局 行
FAX:045-620-2973

『実務者研修』 受講申込書

申込日 年 月 日

講座開講月 ※ コース名(開講年月)を記載し、下記カッコ内の修了資格に必ず○印をご記入下さい			
コース名	平成 年 月 開講コース (か月間コース)		
修了資格	(介護職員基礎研修 ・ ヘルパー1級 ・ ヘルパー2級 ・ 介護職員初任者研修 ヘルパー3級 ・ 認知症実践者研修 ・ 喀痰吸引等研修 ・ なし)		
フリガナ	生年月日		西暦
氏名	(印)		年 月 日生 性別 男・女 年齢 才
住所	〒 (マンション名等もご記入願います) 都道府県		
電話	携帯電話		
FAX	mail		

受講料 (該当に○) 消費税8%込 テキスト代込	コース	保有資格	該当するところ1ヶ所に○を付けてください	
			一括払い(税込)	分割払い(税込)
50時間	介護職員基礎研修修了者		33960	なし
95時間	ヘルパー1級修了者		66960	12276×6回
320時間	ヘルパー2級修了者 介護職員初任者研修修了者		95040	16464×6回
420時間	ヘルパー3級修了者		122040	23500×6回
450時間	無資格者・免除科目なし		127440	24600×6回
<支払期限> 初回:お申込み後5日以内または開講日のいずれかの早い日まで 分割の2回目以降:毎月25日まで				

申込方法	受講申込書に必要事項をご記入の上、当校(TEL. 045-620-2972)へお申込みの旨を、お電話を下さい。その後、郵送、FAXにてお送り、またはご持参下さい。(※先着順にて定員になり次第、申込締切となります)お申込み受付後、受講決定通知書と受講初日のご案内を送付いたします。
本人確認について	受講の際に本人確認が義務付けられておりますので、受講初日に次のいずれかをご持参下さい。 運転免許証/健康保険証/パスポート/戸籍謄本・住民票の写し/年金手帳/在留カード・特別永住者証明書
お支払いについて	■全額(又は初回分)を開講日までに、当校までご持参又は、下記の銀行口座にお振込み下さい。(※振込手数料はご負担ください。) 楽天銀行(0036) タンゴ支店(206) 口座名義:カ)コトワ (普通) 7028689 ■クレジットカード(VISA、Master)利用可能です。別途、お問合せください。

【お問い合わせ・送り先】

ケアアカデミー新横浜 実務者研修 係
〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜3-19-11 加瀬ビル88 3階
TEL:045-620-2972 FAX:045-620-2973 jyukou@care-academy.jp

(※当校記入欄)	備考		
事務局記入欄	受付	年 月 日	受付担当者 受付番号

受講申込の前にご確認下さい

ケアアカデミーでは、全ての受講生に気持ち良くそして楽しく受講していただくために、次の事項についてご確認いただいたうえで、受講申込をしていただいております。ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

受講対象者(受講資格)について

日本語の読み書きができ、介護・福祉の知識、技術を習得しようと志す者とします。

定員について

1クラス30名とします。またお申込みいただいたコースの受講者が15名に満たない場合は、日程の変更または取消し(開講中止)をさせて頂く場合がございます。

解約(キャンセル)について

- ・受講手続を行った後に、受講を解約(キャンセル)する場合、開講日の前日までは全額を返金いたします。ただし振込手数料は、受講者の負担とさせていただきます。
- ・受講開始後に退校する場合は、受講料は返金いたしません。なお 分割払い希望者で未納金がある場合は、残金を全額納付していただきます。

補講について

研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、補講を行います。補講の実施は、原則として当社において実施する同カリキュラムのコースの同じ授業を振替受講、もしくは別途指示した日程を受講することにより行います。補講の振替受講は無料とし、振替以外の方法で受講する場合は1時間につき補講料2,700円(消費税8%込)といたします。

在籍期間について

在籍期間は1年を超えることはできません。

受講料未納について

指定された期日に受講料が未納の場合は、原則としてキャンセルとさせていただきます。何らかの事情により入金できなくなってしまった場合は、あらかじめご連絡下さい。

遅刻・早退について

10分以上の遅刻・早退に関しては、理由の如何を問わず欠席扱いとします。

面接(通学)授業について

面接(通学)授業の評価方法は、面接授業の3分の2以上に出席した者に対して行います。

退校処分について

以下の事由に該当する場合は、退校処分といたします。

- ・本人より退校の申出があった者。
- ・意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者。
- ・授業中の私語、他受講生や弊社職員及び講師への嫌がらせとみられる言動、社会人としてのモラルの欠如とみられる言動など、研修の秩序を乱し受講生としての本分に反した者。
- ・受講生自身、受講継続意思のない者。
- ・知的、精神などに障害があり、受講の継続が困難と判断される者。
- ・受講期間の延長の限度を過ぎても、病気等により受講が困難であると判断される者。
- ・通信学習の添削課題を期日までに提出しない者。
- ・事情説明が無く、各期日までに受講料の支払いをしない者。
- ・その他、社会的通念に照らし、受講不適合と判断される者。

損害賠償について

退校処分となる事由等により、弊社に何らかの損害を及ぼした場合、被害の大小にかかわらず被害総額を実費にて賠償しなければいけません。